

長生村ふるさと応援寄附金事業支援業務委託 受託者選定プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、本業務に係る企画提案を求め、各提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を選考するため、簡易公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務内容

- (1) 業務名 長生村ふるさと応援寄附金事業支援業務委託
- (2) 業務概要 別紙業務仕様の概要による。

3 選定方法

企画提案書の書類審査により選定する。

4 参加資格

本プロポーザルへ参加できる者は、長生村のふるさと納税業務に関心を持ち、積極的に業務を支援したいという意思を持つ者であって、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和4年度から令和6年度までの期間において、ふるさと納税に関する支援業務を自治体・官公庁から受託した実績が1件以上あること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 以下の項目に該当しないこと。
 - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ②手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者
 - ③参加申込提出日前6か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者
 - ④会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく更生手続開始決定がされていない者
 - ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく再生手続開始決定がされていない者
 - ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属する者

5 選定スケジュール

内容	期間
ホームページ上での公募	令和7年4月14日（月）～令和7年4月21日（月）
質問受付	令和7年4月14日（月） ～令和7年4月21日（月）15時まで
参加申込書の提出	令和7年4月14日（月） ～令和7年4月22日（火）15時必着
参加承認不承認の通知	令和7年4月25（金）15時までに通知
企画提案書等の提出	令和7年4月25日（金）～4月30日（火）15時必着
選考結果の通知	令和7年5月8日（木） ※予定
契約	令和7年5月8日（木） ※予定

6 質問・回答

本プロポーザルに係る質問及び回答方法は次のとおりとする。

(1) 質問の受付

①提出方法

原則として FAX または電子メール等により文書で行うこと。様式は任意とする。

②受付期間

上記、「5 選定スケジュール」のとおり

③提出先

別記提出先

(2) 回答

電子メールにより随時行い、4月21日（火）までに全ての回答を行う。なお、質問及び回答の内容は原則として質問者及びすべての参加者宛てに質問者匿名で通知する。

7 参加手続き

本プロポーザルへの参加手続きは次のとおりとする。

(1) 提出書類

提出期間中に下記の①～④の書類を作成し、提出すること。

なお、代表者印等の押印は不要とする。

①（様式1）参加申込書

②（様式2）会社概要

③（様式3）業務の実施体制報告書

④（様式4）業務実績調書

(2) 提出期間

上記、「5 選定スケジュール」のとおり

(3) 提出方法

別記提出先に電子メールにより提出すること。

(4) 承認・不承認等

- ①参加資格等を確認後、本プロポーザル参加への承認・不承認の連絡を電子メールにて行う。
- ②承認を受けない限り本プロポーザルへの参加はできないものとする。
- ③参加申込書等を提出したにもかかわらず、4月25日（金）15時までに承認・不承認の連絡がない場合は、同日17時までに別記問合せ先へ電話連絡すること。

8 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加が承認された後に、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

提出期間中に下記の書類を各6部（正本1部、副本5部）及び電子データを提出すること（③の電子データは提供可能な場合のみ）。副本はコピー可とする。

- ①企画提案書
- ②（様式5）見積書（内容を具備しているときは任意様式可）
- ③カタログ等過去実績のサンプル（1～2種類程度）

(3) 提出期間

上記、「5 選定スケジュール」のとおり

(4) 提出方法

別記提出先に持参、郵送により10部提出すること。

(5) 企画提案書等作成にあたっての注意事項

- ① 企画提案書は、特段の事情のない限りA4判・カラー20ページ以内で作成し、やむを得ずA3判を使用する場合は横折り込みとする。ただし、A3判1枚につきA4判2ページと換算する。
- ② 基本的な考え方、提案の特徴、アピールしたい点を文章、写真、イラスト、イメージ図などを使って分かり易く説明すること。
- ③ 「業務仕様の概要」の仕様要件以外にも有益な提案があれば記載すること。

9 選考

次のとおり受託にかかる優先交渉権者の選考を行うものとする。

(1) 選考方法

企画提案書による審査とする。

必要に応じて、提案内容について電話等で確認を行う。

(2) 審査

選定委員にて、要領 10 に示す「審査項目及び評価基準」に着眼し審査を行う。

(3) 結果通知

選考結果は電子メールにより文書等で参加者すべてに通知する。なお、選考に対する異議には応じない。また、参加者が 1 者であっても審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、本村が定める最低基準点に満たない場合は不採用とする。

10 審査項目及び評価基準

審査項目	評価基準
(1) 企画・提案内容（80 点）	①基本的考え方
	②写真撮影の技術
	③画像加工・デザインの技術
	④ポータルサイトの制作・管理運用
	⑤広告の運用
	⑥カタログ制作
	⑦受発注・コールセンター業務手順
	⑧自由提案
	⑨受託価格
(2) 業務実績等（20 点）	①業務受託実績
	②業務実施体制

11 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限内に提案書等が提出されない場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加資格を満たさないことが判明した場合
- (4) 参加申込書提出の日から契約日までの間に長生村から指名停止措置を受けた場合
- (5) 長生村暴力団排除条例及び千葉県暴力団排除条例の規定に違反する行為があった場合または行う恐れがある場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合

- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選考委員が失格であると認めた場合

1 2 契約事項

- (1) 優先交渉権者と長生村において協議の上、予定価格の範囲内で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により契約を締結する。
- (2) 最終的な業務仕様は、優先交渉権者との協議により決定する。
- (3) 失格その他の理由により第1位の優先交渉権者との契約が不可能となった場合は、第2位の優先交渉権者と協議を行う。

1 3 書類提出先・問合せ先

〒299-4394 千葉県長生郡長生村本郷1番地77

長生村役場 企画財政課 企画係（庁舎2階）

TEL：0475-32-4743

FAX：0475-32-1194

E-Mail：cho-kikaku@vill.chosei.lg.jp

1 4 注意事項等

- (1) 参加申込書及び提案書等の提出は、1者につき1つとする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に要する費用は全て参加者の負担とする。
- (3) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、長生村が本件の報告、説明及び公表等に必要な場合は、提出書類等の内容が無償で利用できるものとする。
- (4) 本件に係る情報公開請求があった場合は、長生村情報公開条例に基づき、提出書類等を公開する場合があるものとする。
- (5) 提案書等の内容をそのまま採用して業務委託を行うものではない。
- (6) 提出書類等は一切返却しない。